

年報

火災ニ關スル調査

火災表

自殺者ノ月別及所爲別表

災害其他事故ニテ死セシ人員表

棄兒年齡別表

自殺者ノ住所及縁事上關係表

自殺者ノ年齢及因由表

未成年者喫烟禁止法違反者表

警察上死傷セシ人員表

海外在留人員並在留者送金額調査表

翌年四月末日  
一月二十四日

密實淫人員及健康診断統計表

諸興行表

汽車乘客及止宿人表

遺失物拾得處分表

難破船表

印紙使用額調査表

陸地測量標調査表

未成年者飲酒禁止法違反者調

林野火入調査表

一月十日

同

同

同

同

同

同

同

同

### 警察官署ノ取締ニ係ル營業許可等通知ニ關スル件

(大正十一年六月十六日)  
警第三九七四號通牒

警察部長ヨリ各警察署長宛

警察官署ニ於テ縣稅ノ納稅義務ヲ發生スヘキ者ノ營業行爲又ハ物件ニ關スル願届ヲ處理シタルトキハ縣稅取締規則第十八條ニ依リ課稅上必要事項ヲ(郡)市長又ハ町村長ニ通報スヘキ筈ニ之候處之レヲ怠ル向有之課稅上支障不尠ニ付爾今處理ノ際ハ無遲滯通報相成リ度此旨及通牒候也

### 第十三章 雜則

#### ●法律勅令ノ規定外行政訴訟ヲ提起シ得ルノ項目

(明治二十三年十月十日)  
法律第百六號

法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ掲クル事件ニ付行政廳ノ違法處分ニ依リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

- 一 海關稅ヲ除ク外租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件
- 二 租稅滯納處分ニ關スル事件
- 三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
- 四 水利及土木ニ關スル事件
- 五 土地ノ官民有區分ノ査定ニ關スル事件

#### ●訴願法(抄錄)

(明治二十三年十月十日)  
法律第百五號

- 第一條 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ掲クル事件ニ付之ヲ提起スルコトヲ得
- 一 租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件
- 二 租稅滯納處分ニ關スル事件
- 三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
- 四 水利及土木ニ關スル事件



- 五 土地ノ官民有區分ニ關スル事件
- 六 地方警察ニ關スル事件
- 其他法律勅令ニ於テ特ニ詔願ヲ許シタル事件

●特別注意事項ノ件

(明治三十七年十一月二十四日) 指示保第七號

附註 大正六年五月指示保第一號改正

警察事務ノ報行ハ土地ノ狀況ニ應シ時機ノ適否ヲ考ヘ寬嚴宜シキヲ得サル可カラサルハ勿論ナリト雖モ亦縣下一般ニ一定ノ步調ヲ以テ取締ヲ爲スノ必要アリ荷モ甲ニ嚴ニシテ乙ニ寬ナルカ如キコトアランカ其ノ影響ハ忽チ將來ノ執行上ニ支障ヲ來タスコト尠カラズ就テハ今回此ノ弊ヲ避ケンカ爲メ日常最モ違警ノ多數ナルモノヲ摘集シ左記ノ特別注意事項ヲ定メ時機ニ應シ必要ト認ムル事項ヲ指示シ取締方ヲ示達スヘキヲ以テ其ノ通達ヲ受ケタルトキハ平素萬般ノ狀況ヲ視察取締ルハ勿論ナリト雖モ特ニ其ノ事項ニ付キ視察取締ヲ爲シ結果ハ左表ニ依リ指定ノ期間内ニ報告スヘシ

特別注意事項視察取締報告表(何署)

摘 要	件 數	上 欄		結 果
		處罰セシ人員	説諭セシ人員	
釣看板ヲ街路ニ突出シタルモノ	三	一	二	三件トモ取除キタリ
何々	二	一	二	取除キタリ
何々				

特別注意事項 (イ) 交通

- (イ) 街路ニ建物軒橋簷柱招牌物干等ヲ設ケ或ハ出スモノナキヤ
- (ロ) 釣看板ニシテ街路ニ突出セシモノナキヤ(地盤ヲ距ル一丈以上ニ限リ二尺以内ハ除ク)
- (ハ) 軒橋ニシテ街路ニ突出セシモノナキヤ(地盤ヲ距ル九尺以上ハ二尺以内六尺以上ハ一尺五寸以内ハ除ク)
- (ニ) 日除ニシテ街路ニ張出スモノナキヤ(地盤ヲ距ル七尺以上ニ限リ三尺以内及ヒ一丈以上ヲ除ク)
- (ホ) 綿布類ノ日除ニシテ不潔不體裁ノモノナキヤ
- (ヘ) 允許ヲ得スシテ街路ニ床店葭簀又ハ街燈ノ類ヲ建設セシモノナキヤ
- (ト) 允許ヲ得スシテ道敷ニ柵欄支柱及華表等ヲ建設シ又ハ齒止石ヲ置クモノナキヤ
- (チ) 允許ヲ得スシテ道敷ニ樹木ヲ植ヘ又ハ井ヲ穿チ又ハ之ヲ廢除シ或ハ變更修正スルモノナキヤ
- (リ) 允許ヲ得スシテ指導標火見其ノ他公衆ノ用ニ供スル標識ヲ建設スルモノナキヤ
- (ヌ) 允許ヲ得スシテ竹木土石類ヲ道敷ニ置キ若ハ板圍繩張足代等ヲ設ケ其ノ他道敷ヲ使用スルモノナキヤ
- (ル) 街路ヲ使用又ハ毀損シ直チニ其ノ地盤ヲ原形ニ復セサルモノナキヤ
- (ヲ) 街路ニ沿ヒタル場所ニ竹木ヲ立置キ鐵鎖其ノ他靱強ナル繩索ヲ以テ纏束シ又ハ薪炭其他ノ物品ニ堅牢ナル裝置ヲ爲サシテ堆積スルモノナキヤ
- (ワ) 街路ニ沿フタル建設及樹木等崩壞ノ虞アルモノニシテ速ニ修理撤却若ハ扶植伐採セサルモノナキヤ
- (カ) 道敷ニ商品薪炭荷車其他ノ物件ヲ排列又ハ突出スルモノナキヤ
- (ヨ) 路上ニ於テ荷造木挽其他ノ作業ヲ爲スモノナキヤ
- (タ) 街路ニ於テ煙火其他火器ヲ弄シ又ハ焚火ヲ爲スモノナキヤ
- (レ) 街路ニ於テ犬其他ノ獸類ヲ嘍シ又ハ驚逸セシメ若ハ殘虐ニ取扱フモノナキヤ
- (ソ) 街路ニ於テ濫リニ放歌高聲ヲ發シ若ハ喧噪シ又ハ偃臥スルモノナキヤ
- (ツ) 建物其他長大ノ物件ヲ夜中街路ニ止メ置キ燈火ヲ點セサルモノナキヤ



- (ホ) 路上ニ於テ紙屑ヲ揚ケ又ハ獨樂、羽根、手球、其他ノ遊戯ヲ爲シ通行ノ妨害ヲ爲スモノナキヤ
- (ナ) 標示シタル制札指導標ノ類ヲ毀損スルモノナキヤ
- (ラ) 允許ノ場所外ニ於テ露店屋臺店等ヲ開設ルルモノナキヤ
- (ム) 街路ニ設ケアル井ニシテ危險若クハ通行ノ妨害トナルヘキモノニシテ堅牢ノ蓋ヲ設ケサルモノナキヤ
- (ウ) 街路ニ於テ軍談輕業其他人寄テ爲シ通行ノ妨害ヲ爲スモノナキヤ
- (ノ) 街路ノ掃除洒水ヲ怠ルモノナキヤ
- (ク) 街路ニ塵芥雜草ヲ存セシメ置クモノナキヤ
- (ヤ) 街路ノ積雪ノ取除ヲ怠ルモノナキヤ
- (マ) 泥水ヲ道路ニ洒クモノナキヤ
- (ケ) 街路ニ於テ大小便ヲ爲シ又ハ爲サシムルモノナキヤ
- (フ) 街路ニ於テ敷物其ノ他ノ塵埃ヲ掃ヒ又ハ穀類ノ粉末ヲ飛散セシムルモノナキヤ
- (コ) 大小便又ハ惡臭ヲ發スル不潔物ヲ運搬スル際墮落漏出シ又ハ蓋ヲ爲ササルモノナキヤ
- (エ) 街路ニ於テ牛馬ヲ夜中點火ナクシテ疾驅スルモノナキヤ
- (テ) 街路ニ於テ牛馬ヲ並ヘ行人ノ妨害ヲ爲スモノナキヤ
- (ア) 街路ニ於テ行達フ時實車ニ對シ空車之ヲ避ケ坂路ハ上リ車又ハ車空ニ於テ避ケ居ルヤ
- (サ) 車馬街角ヲ通行スルトキ右ハ大廻リ左ハ小廻リヲ爲シ居ルヤ
- (キ) 路上ニ看護人ナク五歲未満ノ小兒ヲ遊歩セシメ又ハ遊戯ヲ爲サシムルモノナキヤ
- (ユ) 禁制ノ榜示ニ違背シタルモノナキヤ
- (ロ) 舟 車
- (イ) 無免許ニテ乘客船營業又ハ渡船營業ヲ爲シ居ルモノナキヤ
- (ロ) 船夫ノ雇入又ハ其ノ異動ノ届出ヲ怠ルモノナキヤ

- (ハ) 發着寄繫ノ場所外ニ於テ乘客ヲ乘降セシムルモノナキヤ
- (ニ) 乘客船ニ標旗ヲ掲セサルモノナキヤ
- (ホ) 乘客ヲ乘客人名簿ニ記入セサル等ノコトナキヤ
- (ヘ) 渡船又ハ乘客船ニ定員外ノ客ヲ乘載シ若ハ定額外ノ貨積ヲ請求スル等ノコトナキヤ
- (ト) 渡船場ニ水量杭ヲ設ケ置カサルモノナキヤ
- (チ) 正當ノ事由ナクシテ渡船ヲ拒ミ又ハ出船ヲ遲延スル等ノコトナキヤ
- (リ) 渡船場ニ小兒又ハ不熟練ナル舟夫ヲ使用スルモノナキヤ
- (ヌ) 渡船發着ノ場所ニ通行不便ノモノナキヤ
- (ル) 許可又ハ認可ヲ受ケスシテ人力車、乗合馬車ヲ營業シ又ハ荷車ノ檢印ヲ受ケサルモノナキヤ
- (テ) 轆子鑑札ヲ受ケスシテ人力車ヲ轆キ又ハ馭者馬丁ニシテ鑑札ヲ所持セサルモノナキヤ
- (リ) 人力車、乗合馬車等ニシテ破損不潔等ノ爲メ修繕若ハ使用ヲ停止スルモノナキヤ
- (カ) 人力車、乗合馬車ニシテ檢査證又ハ貨積表ヲ釘付セサルモノナキヤ
- (ヨ) 人力車、乗合馬車ニシテ車體ノ構造及屬具等制限ニ違フモノナキヤ
- (ヨ) 人力車、乗合馬車ニシテ車體ノ構造及屬具等制限ニ違フモノナキヤ
- (レ) 人力車、乗合馬車ニシテ通行ノ妨害トナルヘキ場所ニ於テ客ヲ乘降セシムルモノナキヤ
- (ソ) 駐車場外ニ人力車乗合馬車ヲ止メ置クモノナキヤ
- (ツ) 定員外ノ客ヲ載セ又ハ定額外ノ貨積ヲ請求スルモノナキヤ
- (ネ) 人力車轆ニシテ道路ニ彷徨佇立通行ノ妨害ヲ爲スモノナキヤ
- (ナ) 人力車、乗合馬車ニシテ傳染病者ヲ乘載シ又乘載セシメタルモノニシテ消毒上ニ付キ届出ヲ怠ルモノナキヤ
- (ラ) 乗合馬車ノ馬匹ニ烙印ナキモノナキヤ



- (ム) 乗合馬車ニシテ危險又ハ坂路ノ場所ヲ通行スルトキ取者車側ニ付カサルカ又ハ馬丁口綱ヲ取ラサル等ノコトナキヤ
- (ウ) 夜中燈火ナクシテ行車スルモノナキヤ
- (ノ) 人力車、乗合馬車ノ駐車場ニシテ構造其ノ他ノ規定ニ違フモノナキヤ
- (ク) 荷車ニシテ積載ノ容量及重量ノ制限ニ違フモノナキヤ
- (ヤ) 十五歳未満ノモノヲシテ牛馬ヲ牽カシムルモノナキヤ
- (マ) 荷牛馬車ニ口取人ナクシテ乗車スルモノナキヤ
- (ケ) 二輛以上進行スルトキ相當ノ距離ヲ保タシメサル等ノコトナキヤ
- (フ) 牛馬車ヲ路上ニ止ムルトキ繫留ヲ怠ルモノナキヤ
- (コ) 牛馬車ノ口綱ヲ三尺以上ニシテ把持スルモノナキヤ
- (エ) 通行ノ妨害トナル箇處ニ於テ荷物ノ積卸ヲ爲シ又ハ駐車シ若ハ牛馬ニ嚙飲セシムルモノナキヤ
- (テ) 荷車ノ跡押ノミニテ行車スルモノナキヤ
- (ア) 橋欄電柱指導標里程標墻壁其他ノ建設物又ハ標識ニ牛馬ヲ繫キ又ハ車體ヲ觸ルルモノナキヤ
- (サ) 人力車ニ輓大ヲ付スルモノナキヤ

(ハ) 風 俗

- (イ) 路上ヲ彷徨シテ密實淫又ハ媒合ヲ爲スモノ及婦女少年ニ對シ淫猥ノ行爲ヲナスモノナキヤ
- (ロ) 路上ニ於テ賭博富籤類似ノ所爲ヲ爲スモノナキヤ
- (ハ) 喫煙禁止法ニ違犯スルモノナキヤ
- (ニ) 風俗ヲ紊スノ虞アル書畫物件ヲ販賣シ又ハ街路或ハ公衆ノ自由ニ交通スル場所ニ於テ揭示頒布朗讀スルモノナキヤ
- (ホ) 寄席遊技場觀物場ニ於テ夜間十二時後興行スルモノナキヤ
- (ヘ) 乞丐ノ徘徊スルモノナキヤ

- (ト) 寄附其他種々ノ名義ヲ以テ金品ヲ強請スルモノナキヤ
- (チ) 道路ニ於テ制止ヲ肯セス放歌シ又ハ高聲ヲ發スルモノナキヤ
- (リ) 道路又ハ道路ニ面シタル場所ニ於テ公安又ハ風俗ヲ害スヘキ扮裝ヲ爲スモノナキヤ
- (メ) 通行人ニ對シ故ラニ尾行又ハ圍繞シ其通行ヲ妨ケ若クハ侮辱ニ涉ル行爲ヲ爲スモノナキヤ
- (ル) 路上其他群集ノ場所ニ於テ濫リニ政談ニ紛ハシキ口演ヲ爲スモノナキヤ
- (チ) 神佛祭事ニ托シ強テ出資ヲ促シ若ハ他人ニ妨害ヲ與フルモノナキヤ
- (リ) 夜間十二時後歌舞音曲ヲ爲シ若ハ喧噪シテ制止ヲ肯セサルモノナキヤ
- (カ) 住所氏名ヲ詐稱シ宿屋ニ投宿又ハ乗船シタルモノナキヤ
- (ヨ) 路上店先若ハ公然ノ場所ニ於テ袒裼裸體ヲ爲シ又ハ臀部股部ヲ露ハシタルモノナキヤ
- (タ) 雜犬ヲ闘ハスモノナキヤ
- (レ) 禁厭祈禱ヲ爲シテ醫療ヲ妨ケ又ハ藥用ヲ差止メタルモノナキヤ
- (ソ) 正當ノ事由ナクシテ官署ノ召喚ニ應セサルモノナキヤ
- (ツ) 無願ニテ碑表形像等ヲ建設スルモノナキヤ
- (ネ) 無願ニシテ宗教ノ用ニ供スル爲メ堂宇會堂說教所又ハ講義所ノ類ヲ設置スルモノナキヤ
- (ナ) 遊技場ニ於テ富籤又ハ賭博ニ類似スル方法ヲ以テ遊技セシムルモノナキヤ
- (ラ) 倫理正邪ヲ顛倒シ安寧秩序ヲ紊リ或ハ歴代ノ皇德ヲ瀆シ若ハ言論行爲ノ猥褻ニ涉ルモノナキヤ
- (ム) 不具ノ人體又ハ醜猥ノ行爲又ハ惡臭ヲ發スヘキ物件ヲ觀物トナスモノナキヤ
- (ウ) 湯屋ニシテ流シ場及脱衣場等ノ外部ヨリ見透ス所ナキヤ
- (ノ) 墓碑及ヒ路上ノ神佛ヲ毀損シ又ハ汚瀆シタルモノナキヤ
- (ク) 神祠佛堂其他公ノ建造物ヲ汚損シタルモノナキヤ



- (ヤ) 流言浮説ヲナシ人ヲ誑惑スルモノナキヤ
  - (マ) 妄リニ吉凶禍福ヲ説キ又祈禱符呪等ヲ爲シ人ヲ惑ハサシメテ利ヲ圖ルモノナキヤ
  - (ケ) 酩酊シテ路上ニ嘔吐シ又ハ醉臥スルモノナキヤ
  - (フ) 人家ノ牆壁ニ貼紙及樂書シタルモノナキヤ
  - (コ) 邸宅ノ番號標札招牌又ハ貸家賣家ノ貼紙其他報告ノ榜標等ヲ毀損スルモノナキヤ
  - (エ) 他人ノ田圃ニ於テ花卉菜葉ヲ採折スルモノナキヤ
  - (テ) 公園ノ規則ヲ犯シタルモノナキヤ
  - (ア) 密ニ賣淫ヲ爲シ又ハ其媒合容止ヲ爲シタル者ナキヤ
  - (サ) 定リタル住所ナク平常營生ノ産業ナクシテ諸方ヲ徘徊スルモノナキヤ
  - (キ) 藝妓、酌婦ニシテ客ヲ自宅ニ宿泊セシメ又ハ自ラ他ニ宿泊シテ届出ヲ怠ルモノナキヤ
- (二) 營業
- (イ) 貸座敷營業者遊客ヲ誘引スル爲メ廣告ヲ爲スモノナキヤ
  - (ロ) 貸座敷料理屋飲食店營業者遊客ニ面會者アルトキ拒ム等ノコトナキヤ
  - (ハ) 貸座敷營業者學生生徒ヲ遊興セシムルコトナキヤ
  - (ニ) 貸座敷營業者娼妓ニ對シ虐待ヲ加ヘ又ハ贅費ヲ爲サシムルコトナキヤ
  - (ホ) 貸座敷料理屋飲食店ニ於テ客ノ需メサル飲食物ヲ供シ若ハ強フルコトナキヤ
  - (ヘ) 貸座敷料理屋飲食店營業者及宿屋等ニ於テ遊興費宿料等ノ抵償トシテ物品ヲ受取り又ハ預リ之レヲ警察官署ニ届出サルモノナキヤ
  - (ト) 料理屋飲食店ニシテ警察官署ニ届出シテ遊客ヲ宿泊セシムルコトナキヤ
  - (チ) 古物營業者露店、途上、其ノ他公ノ場所ニ於テ古物商ニアラサルモノヨリ古物ヲ賣買交換スルモノナキヤ

- (リ) 露店ニ於テ刀劍仕込杖等ヲ賣買交換スルコトナキヤ
  - (ヌ) 宿屋ニシテ客室ノ光線空氣ノ取り機階子ノ取付ヶ竝ニ堅牢ノ錠前付ノ箱ヲ備付ヶ等規則ニ違フモノナキヤ
  - (ル) 雇人受宿ニシテ雇人ヲ自宅ニ宿泊セシメ又ハ雇人ノ身元不詳ノモノヲ周旋シ或ハ過分ナル手數料ヲ徵收スル等ノコトナキヤ
  - (ヲ) 屑物商ニシテ古物品ヲ買受クル等ノコトナキヤ
  - (ワ) 荒目籠ヲ用スシテ營業ヲ爲スモノナキヤ
  - (カ) 代書人營業者ニシテ認可額以外ノ代書料ヲ取ルモノナキヤ
  - (ヨ) 湯屋ノ構造制限ニ違フモノナキヤ
  - (タ) 竈及煙突ノ掃除ヲ怠ルモノナキヤ
  - (レ) 湯屋營業者男女ヲ混浴セシムルモノナキヤ
  - (ソ) 印刷業者諸官署社會社銀行等ノ印章及證券切手等ノ彫刻ヲ間直ニ引受クル等ノコトナキヤ
- (ホ) 公安
- (イ) 發賣頒布ヲ禁停止セラレタル新聞雜誌及諸冊子ヲ潛カニ販賣スルモノナキヤ
  - (ロ) 建造物看板其ノ他諸種ノ物件ニ菊御紋章類似ノ圖形ヲ附著描出シ或ハ皇室ニ對スル文字ヲ濫用スルモノナキヤ
  - (ハ) 御肖像ヲ露店ニ於テ販賣シ又ハ不敬ナリト認メラルル場所ニ掲クル等ノモノナキヤ
  - (ニ) 火藥取締規則ニ違背シテ火藥ノ運搬ヲ爲スモノナキヤ
  - (ホ) 規則ヲ遵守セスシテ火藥其他破裂スヘキ物品又ハ自ラ火ヲ發ス可キ物品ヲ貯藏スルモノナキヤ
  - (ヘ) 官許ヲ得スシテ煙火ヲ製造又ハ販賣スルモノナキヤ
  - (ト) 人家稠密ノ場所ニ於テ濫リニ煙火其他火器ヲ玩フモノナキヤ
  - (チ) 諸種ノ製造所及其ノ他ノ煙突ニシテ危險ニシテ修理ヲ要スルモノナキヤ



- (リ) 墓地外ニ於テ私ニ埋葬シタル者ナキ
- (ヌ) 人家ノ近傍又ハ山林田野ニ於テ濫リニ火ヲ焚ク者ナキ
- (ル) 發狂人ノ看守ヲ怠リ路上ニ徘徊セシムルモノナキ
- (チ) 火薬類ヲ私ニ讓渡又ハ貸與スル等ノモノナキ
- (ロ) 無願ニテ電話線ヲ架設スルモノナキ
- (ヨ) 不正ノ度量衡器ヲ營業上ニ使用スルモノナキ
- (タ) 無願ニテ汽罐汽機ヲ使用シ居ルモノナキ
- (レ) 取引場外ニ於テ取引ニ類似ノ所行ヲ爲スモノナキ
- (ソ) 無願ニテ精神病者ヲ留置スルモノナキ
- (ツ) 公道公園社寺境内墓地等ニ於テ狩獵スルモノナキ
- (ネ) 日出日没後又ハ市街、人家稠密ノ場所衆人群集ノ場所ニ於テ狩獵スルモノナキ
- (ナ) 石油及石灰等積置ノ場所ニシテ危険ノモノナキ
- (ハ) 衛生
  - (イ) 八種傳染病ニシテ隠蔽シ居ルモノナキ
  - (ロ) 清涼飲料水ヲ無封緘ニシテ販賣スルモノナキ
  - (ニ) 清涼飲料水ノ溜濁又ハ變敗シ又ハ沈澱物アルモノヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ニシテ陳列スルモノナキ
  - (ホ) 獸肉營業者ニシテ獸肉ヲ露出シ又ハ無檢印ニテ販賣スルモノナキ
  - (ヘ) 飲食物ニ覆蓋ヲ設ケスシテ販賣スルモノナキ
  - (ト) 不熟ノ果物又ハ腐敗シタル飲食物ヲ販賣スルモノナキ
  - (チ) 牛乳搾取場内ノ不潔ナルモノナキ

- (リ) 路傍又ハ道路ニ設置シタル厨圍ノ汲取ヲ怠リ又ハ其ノ周圍ノ不潔ナルモノナキ
- (ヌ) 胞衣産穢物及産穢水ヲ床下若クハ下水等ニ放棄スルモノナキ
- (ル) 駄屋着屋等惡臭ヲ發スヘキ汚水ヲ溜置クモノナキ
- (チ) 理髮店ニシテ消毒ヲ怠リ又ハ不潔ノ手拭被布等ヲ用ユルモノナキ
- (ヱ) 指定ノ場所ニ唾壺ヲ設備セス又ハ旅舍貸座敷等ニシテ夜具蒲團枕等ニ清潔ナル白布ヲ被包シ又ハ枕掛ヲ付セサルモノコトナキ

### 憲兵ト交渉事務取扱手續

(明治三十年七月十三日) 訓示第一號

- 第一條 警察官ニ於テ軍人軍屬ノ犯罪者ヲ逮捕シタルトキ又ハ軍人軍屬ニ係ル告訴發覺ヲ受ケタルトキハ陸軍治罪法第四十二條第四十三條ニ據リ處分及手續ヲ爲スヘシ
- 第二條 警察官ニ於テ軍人軍屬ニシテ懲罰ニ該ルヘキ非違者ト認メタルトキハ所轄憲兵屯所ニ同行スヘシ
- 第三條 軍人軍屬ノ醉狂者救護ノ途中ニ於テ憲兵ニ出會シタルトキハ之ヲ交付スヘシ
- 第四條 憲兵屯所所在地外ノ警察署分署ニ在テハ便宜前條ヲ適用セサルコトアルヘシ
- 第五條 前項ノ場合ニアリテハ其始末ヲ聞札シ陸軍ニ在テハ其所屬ノ長官若ハ隊長ニ海軍ニ在テハ其所屬ノ長官若ハ艦長ニ通知スヘシ
- 第六條 軍人軍屬ノ變死者アルトキハ直ニ憲兵屯所ニ通報アルヘシ
- 第七條 憲兵ニ於テ常人ノ自爲變死傷ヲ檢視スヘキ場合ニシテ警察官其處分ヲ終了スルヲ便宜ナリト認メタルトキハ其ノ事件ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
- 第八條 警察官及憲兵同時ニ常人ノ罪犯ヲ見シ共ニ之ヲ逮捕シ前後ノ差ナキトキハ憲兵屯所長警察署長若ハ分署長 協議ノ上臨機ノ處分ヲ爲スヘシ



第七條 犯罪者又ハ留置人逃走シタルトキハ憲兵屯所ニ通報シ手配ノ援助ヲ請求スルコトヲ得

前項ト同一ノ事件ニ關シ憲兵屯所ヨリ其請求ヲ受ケタルトキハ直ニ之ニ應スヘシ

第八條 憲兵屯所ヨリ利害被害ハ留置ノ依頼ヲ受ケタルトキハ便宜之ニ應スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ時宜ニ依リ併ニ其看守ヲ爲スヘシ

第九條 前條ニ依リ生シタル費用ハ一月毎々取集メ依頼ヲ爲シタル官衙ニ請求スヘシ

但現行犯ニ係ルトキハ警察費ヲ以テ支辨スヘシ

第十條 憲兵屯所ヨリ警察ノ取締ニ關シ必要ナル取調ノ爲メ照會ヲ受ケタルトキハ之ニ應スヘシ

第十一條 憲兵屯所ヨリ行旅病人癩癩人送見案件ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其ノ取扱ヲ爲スヘシ

第十二條 警察官ノ檢査處分ヲ爲シタル被告ノ籍兵ニ於テ逮捕シタル通知ヲ受ケタルトキハ一件書類ヲ憲兵屯所ニ移送スヘシ

第十三條 憲兵屯所ヨリ遺失物拾得物埋藏物若ハ盜難ニ關スル書類物件ノ移送ヲ受ケタルトキハ其取扱ヲ爲スヘシ

第十四條 憲兵屯所ヨリ行旅病人癩癩人送見案件ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其取扱ヲ爲スヘシ

第十五條 憲兵屯所ヨリ行旅病人癩癩人送見案件ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其取扱ヲ爲スヘシ

第十六條 憲兵屯所ヨリ行旅病人癩癩人送見案件ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其取扱ヲ爲スヘシ

第十七條 憲兵屯所ヨリ行旅病人癩癩人送見案件ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其取扱ヲ爲スヘシ

第十八條 憲兵屯所ヨリ行旅病人癩癩人送見案件ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其取扱ヲ爲スヘシ

第十九條 憲兵屯所ヨリ行旅病人癩癩人送見案件ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其取扱ヲ爲スヘシ

第二十條 憲兵屯所ヨリ行旅病人癩癩人送見案件ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其取扱ヲ爲スヘシ

第二十一條 犯罪者又ハ留置人逃走シタルトキハ警察署分署若ハ巡查駐在所ニ通報シ手配ノ援助ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 分隊首部所在地外ノ屯所長ニ在テハ其ノ巡察區内ノ事情ヲ警察署長分署長ト相互ニ稟報スヘシ

第十三條 陸海軍軍人軍屬ノ變死者アルトキ警察官ニ於テ先知シ通報ヲ爲シタルトキハ速カニ之レカ處分ヲ爲スヘシ

第十四條 憲兵屯所ニ於テ取扱ヒタル事件ニ關シ必要ト認メタルモノハ警察署又ハ分署ニ通報スヘシ

本年訓示第一號憲兵ト交渉事務取扱手續第四條ノ事件ハ憲兵屯所ニ遠隔スル場合ニ在ツテハ便宜其ノ署ニ於テ相當處分ヲ爲シ同時ニ其ノ始末ヲ憲兵屯所ニ通報スヘシ

(明治三十年七月二十三日) 指示第三十二號

●登山者ニ對スル注意方ノ件

(大正五年八月三十日) 保第七七二二號通牒



内務部長 警察部長ヨリ各郡市長宛

近時學生其ノ他ノ者夏期休暇等ヲ利用シ山野ヲ跋渉スルニ當リ必要ナル注意ヲ缺キタル爲人跡稀ナル深山ニ入込ミ行路ヲ失シ疲勞困憊ノ極不慮ノ死ヲ遂ケタル事例モ有之候處這種探險ノ風ハ比年増加スヘク思料候ニ付テハ管内ニ於テモ此等旅行者ノ登山セムトスル場合ニ於テハ所轄警察官署郡市役所ニ於テ又ハ町村役場青年會野人樵夫等ヲシテ登山者ニ對ス危險防止ニ關シ懇切ニ必要ナル忠告ヲ與ヘシムル等機宜ノ措置ヲ講セラルル様致度依命此段及通牒候也

●歌舞音曲停止ニ關スル件

(大正元年九月三日 保第八三八號通牒)

警察部長ヨリ各警察官署長宛

歌舞音曲停止ノ場合ニ於テモ神社ノ神樂及佛事定式ノ音樂ヲ奏スルコトハ停止ノ限ニ無之候處先般歌舞音曲停止ニ方リ佛事定式ノ音樂ヲ差止メタル向モ有之哉ニ聞及候旨其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候條相當御注意相成度此旨及通牒候也但シ遊戯ニ類スル神樂奉納及歌舞ノ如キハ差控ヘシメ候儀ト御了知相成度申添候

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並んでいる。これは複製時の品質低下や原稿の褪色によるものと思われる。）



昭和二年八月十一日印刷  
昭和二年八月十二日發行

非賣品

編纂者

岐阜縣警察部

發行兼印刷者

岐阜縣本巢郡北方町  
株式會社啓文社  
代表者 村田憲治

印刷所

大阪市南區東賑町  
株式會社啓文社工場



發行所

(本社) 岐阜縣本巢郡北方町  
電話二六、振替東京二二五一  
(工場) 大阪市南區東賑町一八番  
電話四〇七

株式會社 啓文社



